

水谷利亮 (下関市立大学経済学部教授)

平岡和久 (立命館大学政策科学部教授)

**地域産業振興政策における
府県出先機関の機能に関する分析**
－府県出先機関に対するアンケート調査を
もとにして－

下関市立大学論集 Vol.58 No.1
pp.27～44 2014.5.

本論文は、自治体のうち府県出先機関のもつ機能についてのアンケート調査を行い、その結果をもとに分析したものである。なお、アンケート調査は、47都道府県の出先機関473カ所の地域産業振興関係部課長を対象に実施された(2014年2月27日付けで郵送し、同年3月14日までに郵送で返送・回収。回収率は63.8%、有効回答数は302であった)。本論文の構成は、「はじめに」、「1章 地域産業振興の計画策定と諸団体との協議の場」、「2章 府県出先機関の予算に関する機能」、「3章 出先機関の機能に関する意識分析」、「4章 府県出先機関の部課からみたネットワーク」、「おわりに」からなっている。以下、分析結果から主だったものを紹介したい。

第1に、府県出先機関は単なる執行機関に過ぎないという評価が一般的であるが、エリアの地域振興ビジョン・構想や包括的な地域振興に関する計画があるかどうかを聞いたところ、「ある」と回答した出先機関が7～8割あることがわかった。また、出先機関の部や課が設置する管内の地域団体、企業、市町村などが参加して地域産業振興のあり方について協議・交流するプラットフォームのような場・協議会があるかどうかを聞いたところ、「ある」と回答した出先機関が約4～6割あることがわかった。これらの結果から、府県出先機関は単なる執行機関ではなく、エリア内地域振興ビジョン・構想・計画

等を、地域団体、企業、市町村などと協議して策定すなわち政策形成も行っているといえる。

第2に、府県出先機関の予算に関する機能について、出先機関が独自予算を持っているかどうかについては約3割が、出先機関が立案し予算化できる事業があるかどうかについては約4割強が、そして出先機関が配分権限を持つ補助金等があるかどうかについては約4割の出先機関が、「持っている」と回答したことから、予算編成過程・執行について、府県出先機関は単なる執行機関というわけではなく、実質的に予算権限を持っている場合が相当程度あること、補助金等の配分権限も持っていることがわかった。

第3に、府県出先機関において事業担当を担う部課長が、出先機関が事業立案機能、実施機能、利害調整機能、圏域の関連諸団体の意見取り込み機能等をどの程度発揮していると考えているか聞いたところ、事業立案機能については約4～4.5割、事業実施機能については約6～7.5割、利害調整機能については約8～9割弱、意見取り込み機能については、政策立案時の意見取り込みは約8割、政策実施時の意見取り込みは約9割が、「おおいいにある」「まあまあある」と回答している。これらの結果から、とくに府県出先機関のほとんどの部課長が利害調整機能や圏域関連諸団体からの意見取り込み機能を担っていることがわかった。

第4に、府県出先機関は多様なネットワークを持っており、そのなかでも本庁の所管部局・市町村関係課といった「タテ」の関係が強いが、他部課・府県外郭団体、他地域府県出先機関といった「ヨコ」の関係も一定程度あって、事業立案・執行過程において多様な調整・協力関係を築いていることがわかった。

以上が、本論文についての簡単な紹介である

が、2つコメントを述べたい。第1に、地方自治体による地域産業振興政策に関する研究はインタビュー調査をもとにしたケーススタディも行われているが、本論文のようなアンケート調査による定量的分析から得られた結果も重要である。また、地方自治体による地域産業振興政策についての調査研究は本庁を対象にしたものが多く、本論文のように出先機関を対象にしたものは少ないため、本論文から得られた知見は貴重なものだといえよう。

第2に、本論文では、全般的に出先機関を総合型（地方事務所・地域振興局など）と個別型（農林事務所など）に分けて分析しているが、例えば都市部・農村部といった地域別の大きな違いはなかったのだろうか。府県による地域産業振興政策は都市部と農山村部で大きく異なるが、おそらく本論文の対象である出先機関に関しても同様のことが考えられるのではないだろうか。今後の調査結果の進展に期待したい。

（大阪経済大学経済学部准教授 桑原武志）